

東広島市監査公表第3号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、令和2年度定期監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和2年11月5日

東広島市監査委員	水戸	晃
同	重河	格
同	加藤	祥一

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

対象部局等		対象期間
総務部	職員課	令和元年度（令和2年4月末現在）
政策企画部	総合政策課	令和元年度（令和2年3月末現在）
	情報政策課	令和元年度（令和2年3月末現在）
都市部	営繕課	令和元年度（令和2年3月末現在）
学校教育部	教育総務課	令和元年度（令和2年4月末現在）

第2 監査の実施期間

令和2年5月15日から令和2年10月21日まで

第3 監査の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

第4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取を実施した。

第5 監査の結果

東広島市監査委員監査基準に準拠し、第1から第4に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、事務の一部に次のとおり改善・検討を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、適正な事務執行に努められたい。なお、その他の事務については関係法令等に従いおおむね適正に執行されており、軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指摘した。

【政策企画部】

(情報政策課)

1 予算の執行状況

委託業務において、支出負担行為書の起票が遅れているものがあった。

予算の適正な執行管理を行う上で、支出負担行為書の作成は契約締結日に行うべきものである。予算規則等に基づき適正な事務処理に改められたい。

2 契約事務

(1) 契約関係書類の所在が確認できないものがあった。

文書事務取扱規程に基づき適正な管理に改められたい。

(2) 契約書に契約保証金の免除理由が記載されていないものや、契約保証金免除の適用条項が起案文書と契約書で一致していないもの、起案文書、契約書ともに適用条項を誤っているものがあった。

前回の定期監査においても口頭で指摘したが改善されていないため、契約規則等に基づき適正な事務処理に改められたい。

【学校教育部】

(教育総務課)

1 徴収事務

学校敷地使用料等において、調定事務が遅れているものがあった。

前回の定期監査においても口頭で指摘したが改善されていないため、会計規則等に基づき適正な事務処理に改められたい。

2 契約事務

契約書の所在が確認できないものがあった。

文書事務取扱規程に基づき適正な管理に改められたい。

第6 監査意見

今期の定期監査においても、不適切な事務処理が見受けられた。特に契約保証金免除に関する事務処理の誤りと学校敷地使用料等の調定事務の遅延については、前回の定期監査においても口頭で指摘した事項である。今後、誤った事務処理を繰り返さないよう発生原因を分析し、有効な対策を講じていただきたい。

また、契約書の所在が確認できない事案が複数判明している。地方公共団体における契約書は、契約確定の効力を有するとともに契約手続の妥当性や契約内容を証する重要な書類であることを認識し、適切な管理に努められたい。